

指導医招聘等事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県内病院における医師確保を推進するため、指導医招聘等事業を行う病院の開設者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「指導医招聘等事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 指導医招聘・研修環境整備事業

静岡県の東部地域に所在する専門研修プログラムの基幹病院及び連携病院（静岡県立静岡がんセンター、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院等を除く。）が実施する、新たに指導医を招聘するとともに、当該指導医による専門研修医等を対象とする研修の環境を整備する事業をいう（新たに招聘した指導医を1年以上雇用することを条件とする。）。

イ 指導医資質向上事業

静岡県内に所在する専門研修プログラムの基幹病院が実施する、指導医（専門研修プログラムにおけるプログラムリーダーを除く。別表第2項において同じ。）の指導技術向上のための事業をいう。

- (2) この要綱において「東部地域」とは、静岡県保健医療計画（平成30年静岡県告示第225号）に規定する2次医療圏のうち、賀茂、熱海伊東、駿東田方及び富士をいう。
- (3) この要綱において「指導医」とは、専門研修医等に対する指導を行う医師のうち、一般社団法人日本専門医機構に加盟する学会が認定する指導医資格を有する常勤の医師（指導医資格認定制度の無い学会に所属する者については、知事が同等の能力を有すると認めた者とする。）をいう。
- (4) この要綱において「専門研修医」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修終了後、専門医資格取得を目的として研修を受けている医師をいう。
- (5) この要綱において「専門研修プログラム」とは、静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認した基本領域専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構が認定したものに限り）をいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
イ 所要額調書（様式第2号）
ウ 事業計画書（様式第3号）
エ 事業費内訳書（様式第4号）（指導医資質向上事業にあつては様式第4号の2）
オ 収支予算書（様式第5号）
カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
ア 補助事業に要する事業の区分ごとの経費の配分の変更（対象経費の総額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合
イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合
ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (5) 知事の承認を受けて(4)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を行う者が(1)から(6)までにより付した条件に違反した場合及び指導医招聘・研修環境整備事業については新たに招聘した指導医を1年以上雇用しなかった場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書 (様式第6号)
- イ 変更所要額調書 (様式第2号)
- ウ 変更事業計画書 (様式第3号)
- エ 変更事業費内訳書 (様式第4号) (指導医資質向上事業にあつては様式第4号の2)
- オ 変更収支予算書 (様式第5号)
- カ その他知事が別に定める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書 (様式第7号)
- イ 所要額精算書 (様式第2号)
- ウ 事業実績書 (様式第3号)
- エ 支出済事業費内訳書 (様式第4号) (指導医資質向上事業にあつては様式第4号の2)
- オ 収支決算書 (様式第5号)
- カ その他知事が別に定める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して10日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書 (様式第8号)

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 勤務状況の報告

指導医招聘・研修環境整備事業について、補助事業を行う者は、指導医招聘・研修環境整備事業の対象として当該補助金を受ける理由となった指導医(以下「補助金対象医師」という。)の勤務状況を報告するものとする。

- (1) 提出書類 1部

勤務状況報告書 (様式第9号)

- (2) 提出期限

次に掲げるいずれかの日から起算して10日を経過した日まで

- ア 補助金対象医師が退職等により勤務を継続することができなくなった日
- イ 補助金対象医師の雇用後に、補助金対象医師以外の常勤医の退職等により標榜診療科内の常勤医師数が減少した日
- ウ 補助金対象医師の勤務開始から1年を経過した日

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の適用の日前に、改正前の指導医招聘等事業費補助金交付要綱により承認した「基本領域専門研修プログラム」は、改正後の指導医招聘等事業費補助金交付要綱第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象				補助額
事業の区分	事業の内容	対象経費	補助基準額	
1 指導医招聘 ・研修環境整備事業	他の医療機関等から新たに常勤指導医を招聘し(標榜診療科内の常勤医師数が前年度を上回る場合に限る。)、専門研修医等の研修環境を整備するための事業	交付の申請を行う年度における指導医の招聘及び専門研修医等の研修環境の整備に要する次に掲げる経費(指導医の採用を決定した日の属する年度又はその次年度に限る。) (1) 旅費 (2) 役務費 (3) 報償費 (4) 需用費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 備品購入費 (7) 負担金 (ただし(3)から(7)は、専門研修医等の研修環境の整備に係るものに限る。)	1 病院につき 5,000,000 円	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額、補助対象経費の実支出額及び補助基準額を比較していずれか少ない額(1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) 以内
2 指導医資質 向上事業	専門研修医等への指導のため、指導医の指導技術を向上させるための事業	交付の申請を行う年度における指導医の指導技術向上のために要する次に掲げる経費 (1) 旅費 (2) 役務費 (3) 報償費 (4) 需用費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 備品購入費 (7) 負担金	1 病院につき 300,000 円	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額、補助対象経費の実支出額及び補助基準額を比較していずれか少ない額(1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) 以内